

喜多方市若者定住促進事業補助金の概要

1 目 的

市外からの若者の移住と市内の若者の定着を促進し、本市人口の転入転出バランスの改善を図るため、若者の居住に対する支援を行う。

2 内 容

本市に定住する目的で土地を取得し住宅を新築した若者に対して、その取得に要する費用の一部を補助する。

(ア) 補 助 対 象 者：40 歳未満で土地を購入し注文住宅を新築した者

40 歳未満で土地付き新築建売住宅を購入した者

(イ) 補助対象経費：土地及び住宅の取得経費

(ウ) 補 助 率：1/5 以内

(エ) 補 助 条 件：基準日以後 10 年以上定住すること

(オ) 補 助 額：①補 助 額：転入者 100 万円 市 民 20 万円

②配偶者加算額：転入者 100 万円 市 民 20 万円

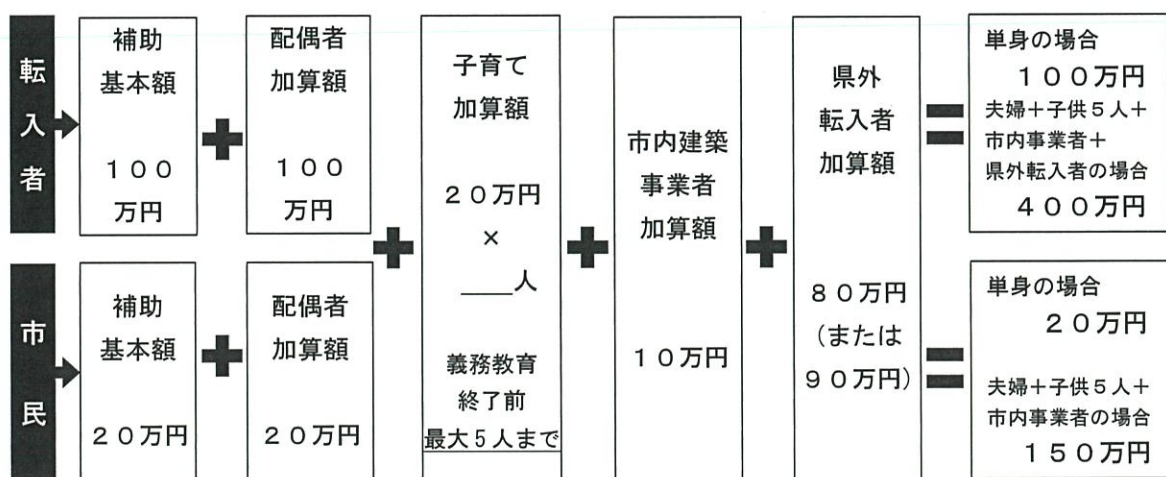
③子育て加算額：義務教育終了前の子供 1 人につき 20 万円 (最大 5 人まで)

④市内建築事業者加算額：10 万円

⑤県外転入者加算額※1：80 万円 (市内建築事業者加算額有の場合 90 万円)

※1 県外転入者加算額については、来てふくしま住宅取得補助金交付要綱及び来てふくしま住宅取得補助金実施要綱に基づき、県の予算の範囲内で交付する。

※補助上限額 = 転 入 者 400 万円 市 民 150 万円

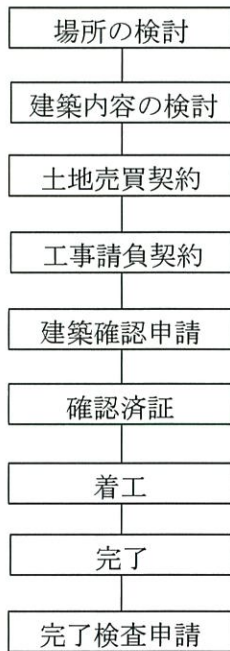


※補助金額は土地住宅取得費の 1/5 が上限
(共有名義の場合は、取得費×世帯員持分の 1/5 が上限)

◆ お問い合わせ先：企画調整課 企画調整係 0241-24-5209 ◆

喜多方市若者定住促進事業補助金申請の流れ

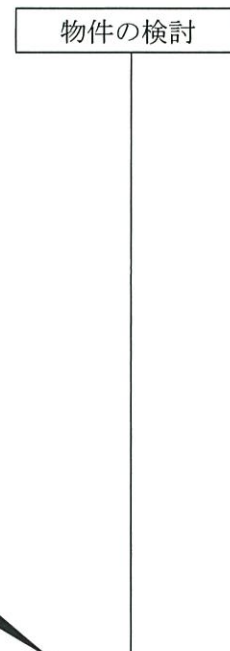
◎注文住宅の場合



6
カ
月
以
内
に
申
請



◎建売住宅の場合



6
カ
月
以
内
に
申
請

平成 28 年
6 月 16 日以降

基 準 日

- ①基準日時点で、満 40 歳未満であること。
(夫婦の場合は、いずれかが満 40 歳未満であること。)
- ②補助額の算定根拠となる、配偶者の有無、
子どもの数は基準日現在を用いる。

基準日から 6 カ月以内に申請

補助金交付申請

補助金交付決定

入金

住宅取得補助金
基準日以後
10 年以上定住

若者定住促進事業補助金該当チェックシート

基準日

- ・注文住宅の場合は、建築確認工事完了検査の検査済証の発行日
(建築確認不要地区の場合は引渡日)
- ・建売住宅の場合は、売買契約締結日

平成 年 月 日

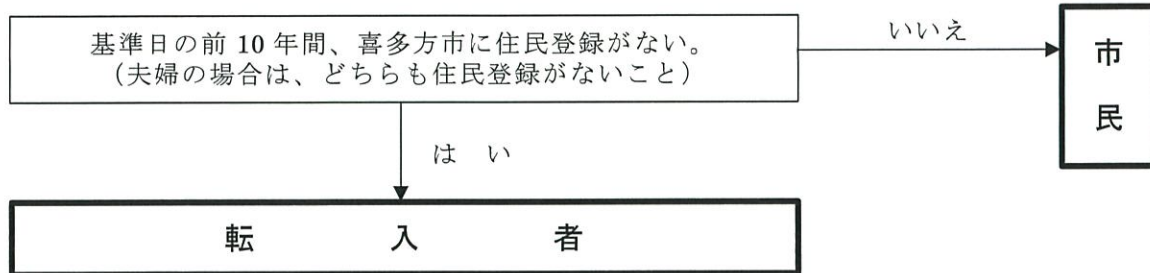
※未着手や着工済みで未完成の場合は、完了予定日でチェックを進めてください。

申込期限確認欄 (上記基準日の 6 カ月以内)

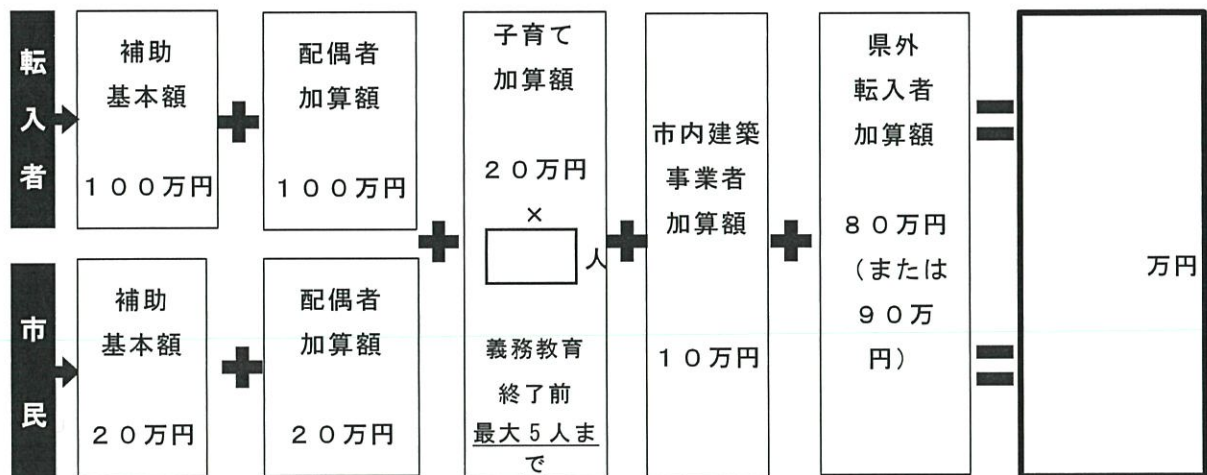
平成 年 月 日

基準日が平成 28 年 6 月 16 日以降である。	いいえ	補助対象者になれません
はい		
基準日現在の年齢が満 40 歳未満である。 (夫婦の場合は、本人又は配偶者が 40 歳未満であれば可)	いいえ	
はい		
住宅及び住宅用地を有償で新規に取得した。 (中古住宅は対象外)	いいえ	
はい		
住宅用地は基準日の前 3 年以内に取得した。 (取得日：平成 年 月 日)	いいえ	
はい		
親族及び特別な関係にある法人からの 住宅用地の取得ではない。 (親族に該当すると思われる場合はお問い合わせください)	いいえ	
はい		
公共工事の移転補償による住宅等の取得ではない。	いいえ	
はい		
住宅及び住宅用地の所有権保存登記を行い、当該 住宅等の世帯員の持分合計が 2 分の 1 以上である。	いいえ	
はい		
住宅は、住居部分の床面積が 50 ㎡以上で、玄関、居室、 浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えている。	いいえ	
はい		
同一世帯の全員に市税等の滞納がなく、 また、暴力団員等ではない。	いいえ	
はい		
10 年以上、定住する意思がある。	いいえ	
はい		
補助対象です。基準日から <u>6 カ月以内</u> に申請してください。		

転入者・市民判定シート

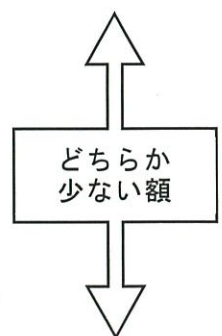


補助金額算定シート



算定上の注意事項

- ※配偶者の有無、子供の人数は基準日現在です。
- ※補助金額は土地建物取得費の1/5が上限です。
(共有名義の場合は、取得費×世帯員持分の1/5が上限です。)
- ※県外転入者加算額は市内建築事業者加算額有の場合90万円。



$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{土地取得費} \\ \hline \text{円} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住宅取得費} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯持分} \\ \hline \text{合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \times \frac{1}{5} = \begin{array}{|c|} \hline \text{上限額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$